



広報ひだ

号 外
2023
No.26

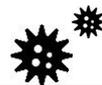
発行・編集 | 飛騨市新型コロナウイルス対策本部 〒509-4292 飛騨市古川町本町 2-22 電話 (0577) 73-2111 (代表)

5/8 (月) から新型コロナウイルスの 対応が変わります

5月8日(月)から、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の5類感染症に位置づけられることにより、法律に基づく様々な制約が無くなることから、主な変更点を皆さんにお知らせします。

👍 POINT① 感染者の調査・公表は行われません

保健所による感染者の全数調査は行われなくなり、今後は特定の医療機関等における調査結果が週1回公表されるようになります。したがって、これまで毎日岐阜県が行っていた県全体・各市町村の感染者数の公表は無くなります。



👍 POINT② 濃厚接触者の特定が無くなります

新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることが無くなります。したがって、感染された方との接点があったとしても、調査も外出自粛要請も行われません。

👍 POINT③ 飲食・イベント制限が無くなります

飲食やイベント等に関する人数制限や事前検査の実施などの制限が無くなり、感染防止対策は個人の判断に委ねられます。



👍 POINT④ 基本的な感染防止対策は有効です

基本的な感染防止対策について、一律に対応を求められることは無くなりますが、以下の内容を参考に、個人や事業主が自主的に判断して実施しましょう。

基本的感染対策	考え方
マスクの着用	個人の判断に委ねられます
手洗い等の手指衛生	コロナ対策として有効です
換気	
3密の回避	高齢者等のハイリスク者は換気の悪い場所や混雑した場所を避けることが有効です



体調不良・コロナにかかったら…

POINT① かかりつけ医を受診しましょう



発熱などの症状がみられたら、事前に医療機関に電話連絡の上、医療機関の指示に従って受診してください。その際は、原則、マスクの着用をお願いします。

<医療費負担> (令和5年9月末まで)

- ✓ 外来医療費（検査費用含む）は自己負担になります。
- ✓ 入院医療費は、高額療養費制度の自己負担限度額から最大2万円が減額されます。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症治療薬の費用は公費で負担されます。

POINT② 外出自粛は個人判断に委ねられます

コロナに罹患しても、法律に基づく外出自粛は求められず、個人の判断に委ねられます。入院の必要がない方は自宅などで療養いただきますが、その際は以下を参考にしてください。（宿泊療養施設、岐阜県陽性者健康フォローアップセンターは終了）

<外出を控えることが推奨される期間>

発症日の翌日から数えて5日間、かつ、5日目に症状が続いていた場合は、症状が軽快して24時間程度が経過するまで

<周りの方への配慮>

10日間が経過するまでは、不織布マスクを着用したり、ハイリスク者との接触を控える

<家族がかかったら>

可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどの配慮をお願いします

※ 学校における取扱いは各学校を通じてお知らせします。

- ✓ 市民・市内在勤者の市内薬局での検査キット購入助成（自己負担500円）制度、返済免除付き生活支援資金貸付制度は、5月7日(日)をもって終了します。

可能な方はワクチン接種を推奨



令和5年度も、**すべての方が自己負担なし**で新型コロナワクチンが接種できます。

令和5年春開始接種（5～8月）	高齢者（65歳以上）	○
	基礎疾患を有する者（5～64歳）	
	医療従事者・介護従事者等	
	上記以外	— ※
令和5年秋開始接種（9～12月）	5歳以上のすべての方	○

- ✓ 市では、4月に5歳以上のすべての方に接種意向調査を実施しました。
- ✓ 接種を希望された方には、接種予定日を記した案内ハガキを順次郵送しますので、お手元に届くまでお待ちください。

※ 5～11歳のオミクロン株2価ワクチンを未接種の方で接種を希望される方は、新型コロナウイルスワクチン接種推進室（0577-73-2948）までご相談ください